

# 津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事

## 図面リスト

A-01	建設工事特記仕様書 1	E-01	電気設備特記仕様書 1
A-02	建設工事特記仕様書 2	E-02	電気設備特記仕様書 2
A-03	建設工事特記仕様書 3	E-03	電気設備特記仕様書 3
A-04	建設工事特記仕様書 4	E-04	電気設備（電灯設備）
A-05	附近見取図・配置図兼仮設計画図	E-05	電気設備（撤去）
A-06	平面図兼内部仮設計画図		
A-07	教育娯楽室平面詳細図、仕上表、建具表		
A-08	展開図		
A-09	天井伏図		
A-10	部分詳細図		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	No.	
				<b>株式会社 マ ツ ダ 設 計</b> 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590					年月日	A-01	
									図面名		
										建築工事特記仕様書1	縮尺
											原図：A2

**工事特記仕様書（改修）**

I. 工事名称 津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事

II. 工事概要

1 工事場所	津市 美杉町奥津 地内
2 敷地面積	6. 5 1 8 m <sup>2</sup>
3 工事内容	構名称 津市美杉高齢者生活福祉センター 構造 鉄骨造平家建 建築面積 9 5 6 . 2 m <sup>2</sup> 延べ面積 9 5 6 . 2 m <sup>2</sup> 工事項目 内部改修

III. 建築改修工事仕様

1 共通仕様  
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。

2 特記仕様  
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。  
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																				
1 一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版） 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版） 3) 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成24年版）																				
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 当該施設は工事期間中であっても使用しているため、施設利用者及び、運営に支障が生じないよう、施工に留意すること。 ※ 作業着手までの施設調査は、事前に施設管理者、監督員の承諾を得るものとし、施設開放に影響を与えない範囲とする。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低騒音・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事用水、電力及び便所については既存の施設を利用できる。但し、施設行事に影響しないよう事前に打合わせの上、計画し、施工すること。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。工事車両駐車場に駐車し、休工期等には駐車スペースを開放すること。 ※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 工事着手前には、現状状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 同建築物別工事があるので、互いに協力し工事の遂行に影響のいよう努めること。																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○有 ・無</td> <td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ( )</td> <td>・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡しを要するもの ( ・ 無 )</li> <li>特別管理産業廃棄物 ・有 ( ) 処理方法 ( )</li> <li>アスベスト成形板等解体時の留意点           <ol style="list-style-type: none"> <li>手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。</li> <li>可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。</li> <li>飛散されない様にする。</li> <li>保護具及び作業着を着用すること。</li> <li>解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。</li> <li>事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。</li> </ol> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場において再利用を図るもの ( )</li> <li>再資源化を図るもの ○コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材</li> </ul> <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。            引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有 ・無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他 ( )	・有 ・無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○有 ・無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
その他 ( )	・有 ・無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				

4 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																																
5 三重県産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理量計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。																																
6 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																																
7 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
8 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( )																																
10 建築材料等	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。																																
11 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとす。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>ステレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校・教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> 測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( ) 測定方法 ( ・ パッシブ法 ・ アクティブ法) 報告書提出部数 2部	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	ステレン	パラジクロロベンゼン		学校・教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	ステレン	パラジクロロベンゼン																										
	学校・教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●	●																										
12 特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。																																
13 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																
14 工事写真	當繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官庁官庁営繕部（平成28年版）)に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙はA紙とする。																																
15 完成図 (1.8.2)	作成する ( ○完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ( ) ) 完成図作成範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部により提出すること。																																
16 完成写真	○デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板にして撮影すること。																																
17 設備工事との取合い	施工範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強</li> <li>図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</li> <li>自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強</li> <li>駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ</li> </ul> 施工図 <ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</li> </ul> 工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。																																
18 既存部分等へ (1.3.13)																																	
19 事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																
20 消防提出書類	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事 ( ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事 ) ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。																																
21 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																
22 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。																																
23 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。																																

2 仮設工事	① 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別 ○脚立 ・ 足場板 ・ ( ) 外部足場の種別 ・ ( ) 防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない 既存部分の養生 (2.3.1) 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法 ( ) 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ○ 行わない																																			
	③ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ ( ) せっこうボード 厚さ ○ 5mm ・ ( ) 合板又はせっこうボードの塗装 ・ 行う ○ 行わない 仮設扉 設置箇所 ○ 図示（図面番号：A-6） 種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種																																			
	4 監督員事務所 (2.4.1)	・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位:m) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員事務所の仕上げ</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>部 位 等</td> <td colspan="5">床 合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ	仕 上 げ					部 位 等	床 合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り					屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り									
	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																															
監督員事務所の仕上げ	仕 上 げ																																				
部 位 等	床 合板張り又はビニール床シート張り																																				
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り																																				
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																				
5 監督員事務所の備品等 (2.4.1)(b)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>長靴</td> <td>雨合羽</td> <td>保護帽</td> <td>懐中電灯</td> <td>衣類ロッカー</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>消火器</td> <td>掃除具</td> <td>受注者加入電話 FAX</td> <td>冷暖房機器</td> <td>インターネット</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																
数量	組	台	個	個	個																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																
数量	足	着	個	個	台																																
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																
数量	個	個	台	台	台																																
6 仮設便所	構内既存の施設 ○ 利用できる ・ 利用できない																																				
7 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる ( ・ 有償 ○ 無償 ) ・ 利用できない																																				
8 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる ( ・ 有償 ○ 無償 ) ・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																				
9 交通誘導警備員	配置 ○ 図示（図面番号：A-5） 資材搬入時に配置																																				

3	防水改修工事	1 アスファルト防水 (3.1.4) (3.3.3) (表3.3.3)~(表3.3.10)	<table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・ PIB</td> <td>・ B-1 ・ B-2 ・ B-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PIE</td> <td>・ E-1 ・ E-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ P2E</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>改質アスファルトルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( )</p> <p>部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( ) 厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( )</p> <p>(3.3.2) 断熱工法の断熱材 (P1B1, P2A1, F1B1, P0D1, M3D1, M4D1) 材質 ・ ( ) ・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種 b (スキンあり) ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号 ・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号 厚さ ・ ( ) ルーフドレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>(3.3.3) (b) (2) (3.3.3) (C) 脱気装置 (M3D, P0D, P0D1, M3D1, M4D1) ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: )、材質 ( )) ・ 設けない ・ 仕上塗料 種類 ( ) 使用量 ( )</p> <p>(3.3.5) 保護コンクリートの厚さ こと仕上げ ・ 水下80mm以上 ・ ( ) 床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・ ( )</p> <p>保護層 ・ 設ける ・ 設けない 屋上排水溝の適用 ・ 適用する 立上り保護 ・ 乾式保護材 ( ) ・ れんが (材質 ・ JIS R1250)</p>	工法	種別	施工箇所	・ PIB	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3		・ PIE	・ E-1 ・ E-2		・ P2E		
		工法	種別	施工箇所											
・ PIB	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3														
・ PIE	・ E-1 ・ E-2														
・ P2E															

4	外壁改修工事	1 施工数量調査	<p>・ 行う ・ 行わない 調査範囲 ・ 全面 ・ ( ) 調査項目 ・ ひび割れ部 (幅0.2mm ・ 0.2mm~1.0mm ・ 1.0mm以上) ・ はがれ及びはく落部分 ・ 浮き部 調査方法 ・ 打診、目視及びクラックスケール等 (足場 ・ ゴンドラ) 報告書 2部 (立面図等に記載、必要に応じて写真添付)</p>																											
		2 改修工法の種類 (4.1.4) (4.1.5)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>外壁</th> <th>種類</th> <th>改修工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・ コンクリート打放し仕上げ外壁</td> <td>ひび割れ部</td> <td>・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法</td> </tr> <tr> <td>欠損部</td> <td>・ 充填工法</td> </tr> <tr> <td>浮き部</td> <td>・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ モルタル塗り仕上げ外壁</td> <td>ひび割れ部</td> <td>・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法</td> </tr> <tr> <td>欠損部</td> <td>・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ アンカーピンニング</td> </tr> <tr> <td>浮き部</td> <td>・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ タイル張り仕上げ外壁</td> <td>ひび割れ部</td> <td>・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法</td> </tr> <tr> <td>欠損部</td> <td>・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法</td> </tr> <tr> <td>浮き部</td> <td>・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法</td> </tr> <tr> <td>目地</td> <td>・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 塗り仕上げ外壁</td> <td rowspan="2">新規仕上げ</td> <td>・ 薄付け仕上塗材塗り ・ 厚付け仕上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り</td> </tr> </tbody> </table>	外壁	種類	改修工法	・ コンクリート打放し仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法	欠損部	・ 充填工法	浮き部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法	・ モルタル塗り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法	欠損部	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ アンカーピンニング	浮き部	・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法	・ タイル張り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法	欠損部	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法	目地	・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法	・ 塗り仕上げ外壁
外壁	種類	改修工法																												
・ コンクリート打放し仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法																												
	欠損部	・ 充填工法																												
	浮き部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法																												
・ モルタル塗り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法																												
	欠損部	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ アンカーピンニング																												
	浮き部	・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法																												
・ タイル張り仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法																												
	欠損部	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法																												
	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法																												
	目地	・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法																												
・ 塗り仕上げ外壁	新規仕上げ	・ 薄付け仕上塗材塗り ・ 厚付け仕上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り																												

5	建具改修工事	1 改修工法 (5.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>かぶせ工法</li> <li>カバー工法</li> <li>持出し工法</li> <li>ノンシール工法</li> <li>撤去工法</li> <li>はつり工法</li> <li>引抜き工法</li> </ul>
		2 防火戸 (5.1.4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>例示仕様</li> <li>個別認定 (認定番号: )</li> <li>自動閉鎖機構</li> <li>図示 (図面番号: )</li> </ul>
		3 見本の製作 (5.1.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>製作する</li> <li>製作しない</li> </ul>
		4 防犯建物部品 (5.1.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号: )</li> </ul>
		5 ブラインドボックス等 (5.1.6) (c)	<ul style="list-style-type: none"> <li>再使用する</li> <li>再使用しない</li> </ul>
		6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1)	<p>性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防音ドアセット、防音サッシ (等級 )</li> <li>断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )</li> <li>耐震ドアセット (等級 )</li> <li>結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号: )</li> </ul>
		(表5.2.2)	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類
		7 網戸 (5.2.3) (e)	<ul style="list-style-type: none"> <li>可動式</li> <li>固定式</li> <li>防虫網の材質</li> <li>合成樹脂製</li> <li>ガラス繊維入り合成樹脂製</li> <li>ステンレス (SUS316) 製</li> <li>網目</li> <li>16メッシュ</li> <li>18メッシュ</li> </ul>
		8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~(表5.3.3)	<p>性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防音ドアセット、防音サッシ (等級 )</li> <li>断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )</li> <li>ガラス ・ 複層ガラス ・ ( )</li> <li>建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号: )</li> <li>水切り ・ 図示 (図面番号: )</li> <li>ぜんば ・ 図示 (図面番号: )</li> <li>丁香 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示 (図面番号: )</li> </ul>
		9 鋼製建具 (5.4.2)	<p>鋼製建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易気密性ドアセット</li> <li>外部に面する建具の耐風圧</li> <li>S-4 ・ S-5 ・ S-6</li> <li>防音ドアセット、防音サッシ (等級 )</li> <li>断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )</li> <li>耐震ドアセット (等級 )</li> <li>めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ・ ( ) JIS G 3317 ・ Y08 ・ ( )</li> <li>H2400又はW950の建具</li> <li>鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )</li> </ul>
		10 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2) (b) (5.5.3) (5.5.4) (5.7.3) (a) (5.2.3) (a)	<p>鋼製軽量建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易気密性ドアセット</li> <li>防音ドアセット、防音サッシ (等級 )</li> <li>断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )</li> <li>耐震ドアセット (等級 )</li> <li>H2400又はW950の建具</li> <li>鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )</li> </ul>
		11 ステンレス製建具 (5.6.2) (5.4.2)	<p>ステンレス製建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易気密性ドアセット</li> <li>外部に面する建具の耐風圧</li> <li>S-4 ・ S-5 ・ S-6</li> <li>防音ドアセット、防音サッシ (等級 )</li> <li>断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )</li> <li>耐震ドアセット (等級 )</li> </ul>
12 建具用金物 (5.7.2) (5.7.4)	<p>金物の見え掛かり部等の材質等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書(表5.7.1)による</li> <li>図示 (図面番号: A-7)</li> <li>マスターキー ・ 製作する</li> <li>引渡用鍵箱 ・ 必要</li> <li>製作しない</li> <li>不要</li> </ul>		

6	内装改修工事	13 自動ドア開閉装置 (5.8.2) (5.8.3) (表5.8.3) (5.8.3) (f)	<p>開閉装置の性能値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号: )</li> </ul> <p>センサーの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号: )</li> </ul> <p>凍結防止措置 ・ あり ・ なし</p>								
		14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)	<p>自閉式上吊り引戸装置の性能値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書(表5.9.1)による ・ ( )</li> </ul>								
		15 重量シャッター (5.10.2) (5.10.2) (c) (表5.10.1) (5.10.2) (f) (5.10.3)	<p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般重量シャッター</li> <li>外壁用防火シャッター</li> <li>屋内用防火シャッター</li> <li>防煙シャッター</li> </ul> <p>耐風圧強度 ( Pa以上)</p> <p>開閉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上部電動式 (手動併用)</li> <li>上部手動式</li> </ul> <p>一般重量シャッターのシャッターケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設ける</li> <li>設けない</li> <li>めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ( )</li> </ul>								
		16 軽量シャッター (5.11.2) (表5.11.1) (5.11.4)	<p>開閉形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上部電動式 (手動併用)</li> <li>手動式</li> </ul> <p>耐風圧強度 ( Pa以上)</p> <p>スラットの材質及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターロッキング形</li> <li>オーバーラッピング形</li> <li>めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ ( ) JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ( )</li> </ul>								
		17 オーバーヘッドドア (5.12.2)	<p>型式及び機構</p> <p>セクション材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スチールタイプ</li> <li>アルミニウムタイプ</li> <li>ファイバーグラスタイプ</li> </ul> <p>耐風圧強度 ( Pa以上)</p> <p>開閉方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バランス式</li> <li>チェーン式</li> <li>電動式</li> </ul> <p>収納形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スタンダード形</li> <li>ローヘッド形</li> <li>ハイリフト形</li> <li>パーチカル形</li> </ul> <p>ガイドレール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>溶融亜鉛めっき鋼板</li> <li>ステンレス鋼板</li> </ul>								
		18 板ガラス (5.13.2) (a) (5.13.4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号: )</li> </ul>								
		19 ガラス留め材 (5.13.2) (b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>シーリング</li> <li>ガスケット ( )</li> </ul>								
		20 ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号: )</li> <li>改修標準仕様書(表5.13.1) による</li> </ul>								
		21 ガラスブロック積み (5.13.5)	<p>ガラスブロック</p> <p>表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>化粧カバー ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>工法 ・ 図示 (図面番号: )</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。</p>								
		1 一般事項 (6.1.3) (b)	<p>既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>改修部分</th> <th>改修範囲</th> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>図示 (図面番号: A-9)</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>図示 (図面番号: A-8)</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>図示 (図面番号: A-7)</td> </tr> </table>	改修部分	改修範囲	天井	図示 (図面番号: A-9)	壁	図示 (図面番号: A-8)	床	図示 (図面番号: A-7)
		改修部分	改修範囲								
		天井	図示 (図面番号: A-9)								
壁	図示 (図面番号: A-8)										
床	図示 (図面番号: A-7)										
(6.1.3) (c)	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲										
(6.1.3) (f)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修										
2 既存床撤去、下地補修 (6.2.2) (a) (1) (6.2.2) (a) (2) (6.2.2) (c)	<p>既存床仕上げ材の除去等</p> <p>浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行う</li> <li>行わない</li> </ul> <p>合成樹脂塗る床材の除去等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械的除去工法</li> <li>目荒し工法</li> </ul> <p>改修後の床の清掃範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲</li> <li>( )</li> </ul>										
3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)	<p>既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul>										

4 木下地等  
(6.5.1)(c)  
(表6.5.1)  
(6.5.2)(a)(2)  
(表6.5.2)

表面仕上げ ・ A種 ・ B種 ・ C種

木材の含水率(工事現場搬入時、質量比)

部材名称	種別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

(6.5.2)(b)(1)

製材  
「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率
下地用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
造作用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )

(6.5.2)(b)(2)  
(6.5.2)(b)(3)  
(表6.5.3)

「製材の日本農林規格」以外の製材  
樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示 (図面番号: )  
造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ( )

樹種

部 位	樹 種	県 産 材

(6.5.2)(b)(3)

代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない

(6.5.2)(c)(i)

造作用集成材  
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ
造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	
化粧ばり造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	
化粧ばり構造用造作用集成柱	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )

(6.5.2)(c)(ii)

「集成材の日本農林規格」以外の製材  
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 1.5%以下 ・ ( )

(6.5.2)(d)(i)

造作用単板積層材  
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部 位	厚 さ	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )

(6.5.2)(d)(ii)

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材  
厚さ、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 1.4%以下 ・ ( )

(6.5.2)(e)

・ 床張り用合板等

部材名称	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚 さ

(6.5.5)(a)

・ 防虫、防蟻処理  
適用部位 図示 (図面番号: )  
保存処理性能区分 ( )  
薬剤の塗布等の処理方法 ( )  
ボード原料接着剤への防虫・防蟻処理 ( )

(6.5.5)(b)

・ 防虫処理  
・ 図示 (図面番号: )

5 軽量鉄骨天井  
地  
(6.6.2)  
(表6.6.1)  
(6.6.3)

野縁等の種類  
・ 屋内 ・ 19形 ・ ( )  
・ 屋外 ・ 25形 ・ ( )

形式及び寸法  
・ 屋外 ・ 図示 (図面番号: )  
・ 耐震天井 ・ 図示 (図面番号: )  
・ ふところ≧1.5m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(h) ・ 図示 (図面番号: )  
・ ふところ>3m ・ 図示 (図面番号: )

(6.6.4)

既存埋込みインサート  
・ 使用する ・ 使用しない  
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験  
・ 行う (図示 (図面番号: )) ・ 行わない  
耐震天井  
・ 図示 (図面番号: )

6 軽量鉄骨壁下地  
(6.7.3)

スタッド、ランナー等の種類  
・ 図示 (図面番号: )

7 ビニル床シート、  
ビニル床シート  
及びゴム床タイ  
ル張り  
(6.8.2)  
(6.8.2)(a)  
(6.8.2)(b)

材料  
・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】

種類の記号	色柄	厚 さ	備 考
FS	無地	2.0mm	

(6.8.2)(c)(1)

・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】

種類の記号	厚 さ	備 考
半硬質ビニル床シート	2.0mm	

(6.8.2)(c)(2)

・ 帯電防止床シート又は床タイル

種類	性能	厚 さ	備 考

(6.8.2)(c)(3)

・ 視覚障害者用床タイル

種類	形状	備 考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(c)(4)

・ 耐動荷重性床シート

種類	性能	厚 さ	備 考

(6.8.2)(c)(5)

・ 防滑性床シート又は床タイル

種類	性能	厚 さ	備 考

(6.8.2)(e)

・ ゴム床タイル

種類	厚 さ	備 考

(6.8.3)(a)

工法  
下地 ・ モルタル下地 ・ 木下地 ・ その他 ( )

(6.8.3)(b)

ビニル床シート張り  
熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

・ 織じゅうたん

種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度
・ A種	・ カットパイル	・ 人体帯電圧 3KV以下	・ ( )
・ B種	・ ループパイル	・ ( )	・ ( )
・ C種	・ カット、ループ併用	・ ( )	・ ( )

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)

(6.9.3)(b)  
(表6.9.2)

・ タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工 法	品質の程度
・ カットパイル		・ 人体帯電圧 3KV以下	・ 全面接着工法	・ ( )
・ ループパイル		・ ( )	・ グリッパー工法	・ ( )
・ カット、ループ併用		・ ( )		

(6.9.3)(c)

・ ニードルパンチカーペット

厚 さ(mm)	帯電性	備 考
6mm	・ 人体帯電圧 3KV以下	・ ( )

(6.9.3)(d)  
(表6.9.2)

・ タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・ カットパイル	・ 500×500	・ 6.5	・ ( )
	・ ループパイル	・ ( )	・ ( )	・ ( )

(6.9.3)(e)  
(6.9.3)(f)

下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ ( )  
見切り、押え金物 ・ 適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示 (図面番号: ))

(6.9.4)(e)

敷き方

平 場	市松敷き	模様流し	( )
階段部分	市松敷き	模様流し	( )

9 合成樹脂塗床  
(6.10.3)(b)(1)  
(表6.10.4)  
(6.10.3)(b)(2)  
(6.10.3)(c)  
(表6.10.5)~  
(表6.10.8)

弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程  
・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ

エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類  
・ 薄膜流し展べ仕上げ( ・ 平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流し展べ仕上げ( ・ 平滑 ・ 防滑)  
・ 樹脂モルタル仕上げ( ・ 平滑 ・ 防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ( ・ 平滑)

10 フローリング  
張り  
(6.11.4)  
(表6.11.2)

・ 釘留め工法

材料	種別	樹種
・ フローリングボード (根太張用)		・ なら
・ 複合フローリング (根太張用)	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ ( )

防湿処理 ・ 図示 (図面番号: )

(6.11.5)  
(表6.11.3)  
(表6.11.5)

・ 接着工法

材種	樹種	厚 さ	大 小
・ フローリングボード (直張用)			
・ フローリングブロック (直張用)			
・ 複合1種フローリング (直張用)	・ A種	・ なら	
・ 複合2種フローリング (直張用)	・ B種	・ ( )	
・ 複合3種フローリング (直張用)	・ C種		
・ モザイクパーケット (直張用)	・ ( )	・ ( )	・ ( )

緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示 (図面番号: )

(6.11.6)(2)

塗装  
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種)  
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り  
・ 生地のままワックス塗り  
・ ( )

11 畳敷き  
(6.12.2)  
(表6.12.1)

種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種

(2) せっこうボード、その他ボード及び合板張り  
(6.13.2)  
(表6.13.1)

材種	種別	厚 さ(mm)
せっこうボード	壁	・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)
	天井	・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)
	天井	・ 9.5(準不燃)
化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様 ・ 木目模様	・ 9.5(準不燃) ・ 9.5(準不燃)
ロックウール化粧吸音板	・ 普通 ・ 立体模様	・ 9 ・ ( )
けい酸カルシウム板	・ タイプII 0.8FK	

(6.13.2)(h)

遮音シール材  
・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド

(6.13.3)(e)(3)

合板類の張付け  
・ A種 ・ B種

(6.13.3)(g)(1)  
(表6.13.5)

せっこうボードの目地工法  
・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目隠し

13 壁紙張り  
(6.14.2)

施工箇所	品質	防火性能
		・ 不燃 準不燃
		・ 不燃 準不燃
		・ 不燃 準不燃

(6.15.3)

既製目地材 ・ 使用する(形状: )  
床の目地 ・ 図示(図面番号: )

15 タイル張り  
(6.16.2)  
(6.16.3)

伸縮調整目地  
位置 ・ 図示(図面番号: )

タイルの種類

施工箇所	形状寸法	工 法	用途による区分	すべり抵抗性	区 分			役 物	標準・特注色	耐凍害性有無
					I類(磁器)	II類(せつ器)	III類(陶器)			

(6.16.3)(b)(1)

試験張り ・ 行う ・ 行わない  
見本焼き ・ 行う ・ 行わない

16 セルフレベリング材塗り  
(6.17.2)  
(6.17.3)

・ せっこう系 ・ セメント系  
塗厚 ( ) mm

17 断熱材  
(9.5.2)

断熱材打込み工法  
種類 ・ A種 ・ B種

種類	種別	厚 さ(mm)	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ A種硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3)

断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム)

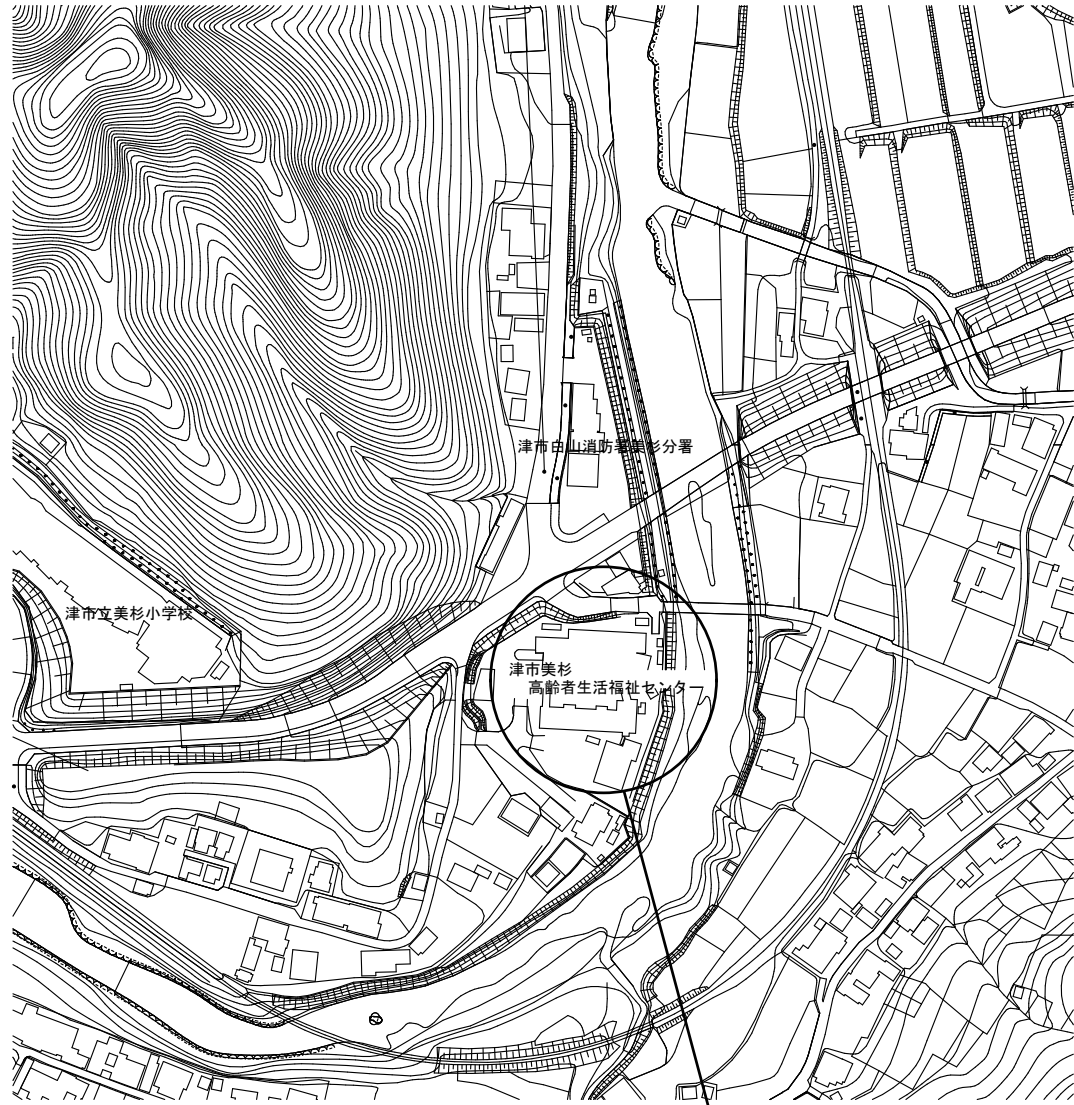
種類	厚 さ [mm]	施工箇所
・ A種1		・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリ床版
・ A種2	・ ( )	・ 下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・ A種3		・ ( )

7

塗装改修工事

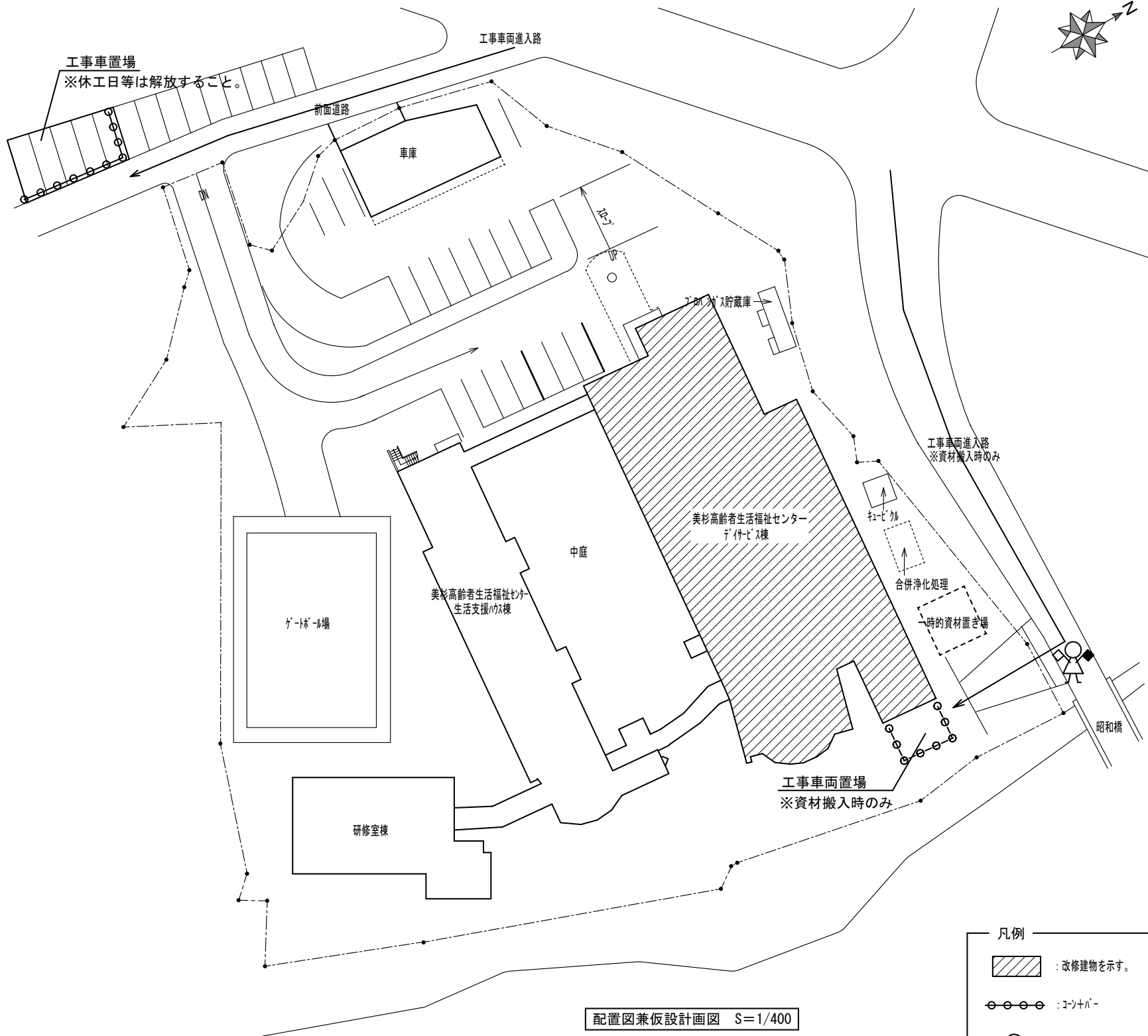
1	材料 (7.1.3) (b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。</li> <li>・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所： )</li> </ul>																								
2	下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~ (表7.2.7)	<p>既存塗膜の除去範囲(塗り替えてRB種の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示(図面番号： )</li> </ul> <p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> <th>ひび割れ部の補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 木部</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄鋼面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ モルタル、プaster面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td>・ 行う</td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート、ALCパネル面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td>・ 行う</td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート、押出成形セメント板面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td>・ 行う</td> </tr> <tr> <td>・ せっこうボード、その他ボード面</td> <td>・ RA種 ・ RB種 ・ RC種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	下地	種別	ひび割れ部の補修	・ 木部	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種		・ 鉄鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種		・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種		・ モルタル、プaster面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う	・ コンクリート、ALCパネル面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う	・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う	・ せっこうボード、その他ボード面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
下地	種別	ひび割れ部の補修																								
・ 木部	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																									
・ 鉄鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																									
・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																									
・ モルタル、プaster面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																								
・ コンクリート、ALCパネル面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																								
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う																								
・ せっこうボード、その他ボード面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種																									
3	錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.3)~ (表7.3.4)	<p>錆止め塗料種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 亜鉛めっき鋼面</li> <li>・ A種 ・ B種 ・ C種</li> </ul> <p>錆止め塗料塗り種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種</li> <li>亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種</li> </ul>																								
4	合成樹脂調合ベ イント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~ (表7.4.3)	<p>塗料種別 ・ 1種 ・ ( )</p> <p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 木部</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>・ 亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> </tbody> </table>	下地	種別	・ 木部	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ 鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																
下地	種別																									
・ 木部	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
・ 鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
5	クリヤラッカー 塗り(GL) (7.5.2) (表7.5.1)	<p>種別</p> <p>木部 ・ A種 ・ B種</p>																								
6	アクリル樹脂系 非水分散形塗料 (NAD) (7.7.2) (表7.7.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A種 ・ B種</li> </ul>																								
7	耐候性塗料塗り (DP) (7.8.2)~ (7.8.4) (表7.8.1)~ (表7.8.3)	<p>上塗り等級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系)</li> </ul> <p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面及び 押出成形セメント板面</td> <td>・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種</td> </tr> </tbody> </table>	下地	種別	鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種	亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種	コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種																
下地	種別																									
鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種																									
8	つや有合成樹脂 エマルジョンペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	<p>種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート、モルタル、 プaster、せっこうボード、 その他ボード面</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ( )</td> </tr> <tr> <td>木部(屋内)</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(屋内)</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面(屋内)</td> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td> </tr> </tbody> </table>	下地	種別	コンクリート、モルタル、 プaster、せっこうボード、 その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ( )	木部(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	鉄鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種	亜鉛めっき鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種														
下地	種別																									
コンクリート、モルタル、 プaster、せっこうボード、 その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ( )																									
木部(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
鉄鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
亜鉛めっき鋼面(屋内)	・ A種 ・ B種 ・ C種																									
9	合成樹脂エマ ルジョンペイン ト塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A種 ・ B種 ・ C種</li> </ul> <p>しみ止め ・ ( )</p>																								
10	合成樹脂エマ ルジョン模様塗 料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A種 ・ B種 ・ C種</li> </ul>																								
11	ウレタン樹脂 ワニス塗り(U) (7.12.2) (表7.12.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A種 ・ B種</li> </ul>																								
12	ラッカーエナ メル塗り(LE) (7.13.2) (表7.13.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A種 ・ B種</li> </ul>																								
13	木造保護塗料 塗り(WP) (7.15.2) (表7.15.1)	<p>種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A種 ・ B種</li> </ul>																								

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	—	A-04
									建築工事特記仕様書4	縮尺	原図：A2

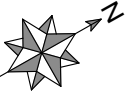


附近見取図

工事場所



配置図兼仮設計画図 S=1/400



凡例	
	: 改修建物を示す。
	: コンクリ
	: 交通誘導員 資材搬入時

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

**株式会社 マ ヅ ダ 設 計**

514-0064 三重県津市長岡町800-90  
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			

津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事

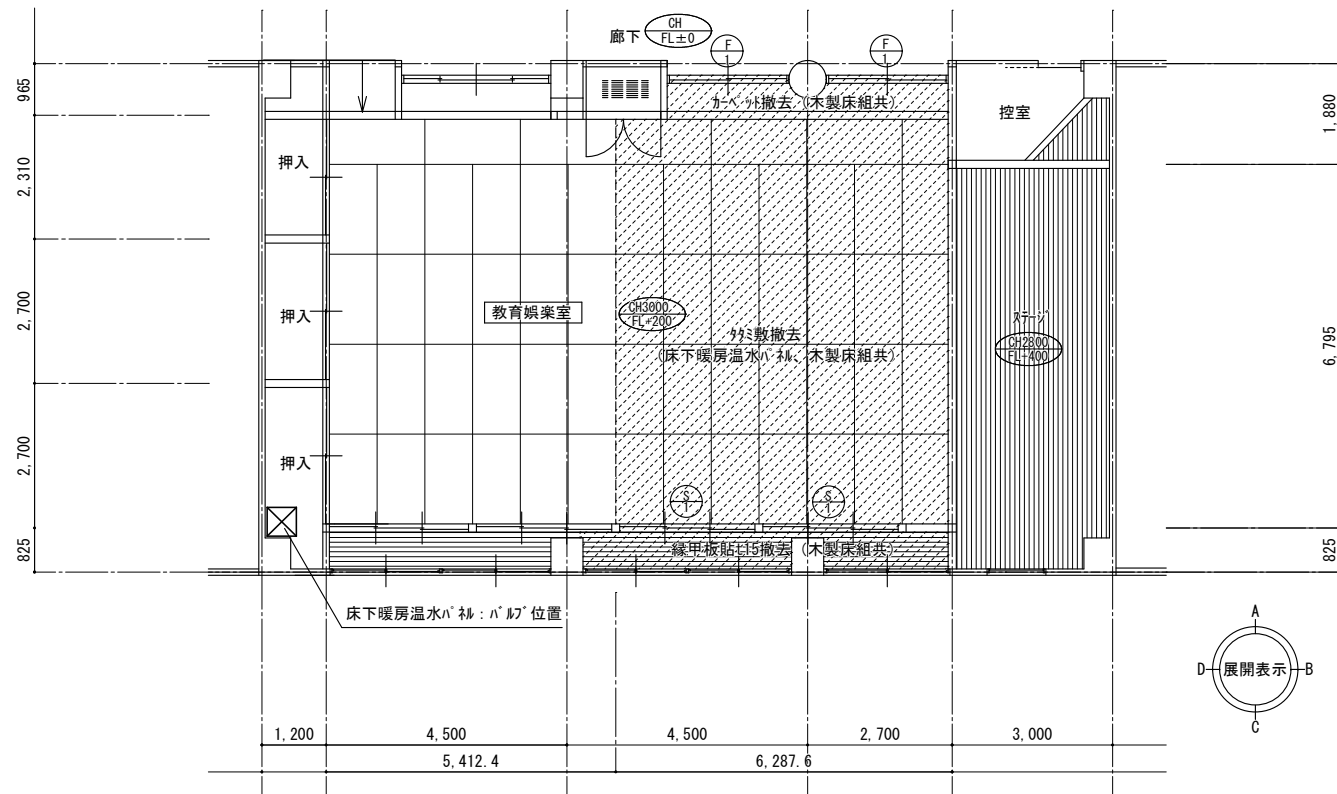
図面名 附近見取図・配置図兼仮設計画図

No.	年月日	縮尺	原図
A-05		1/400	A2



改修前

改修後



平面詳細図 S=1:100

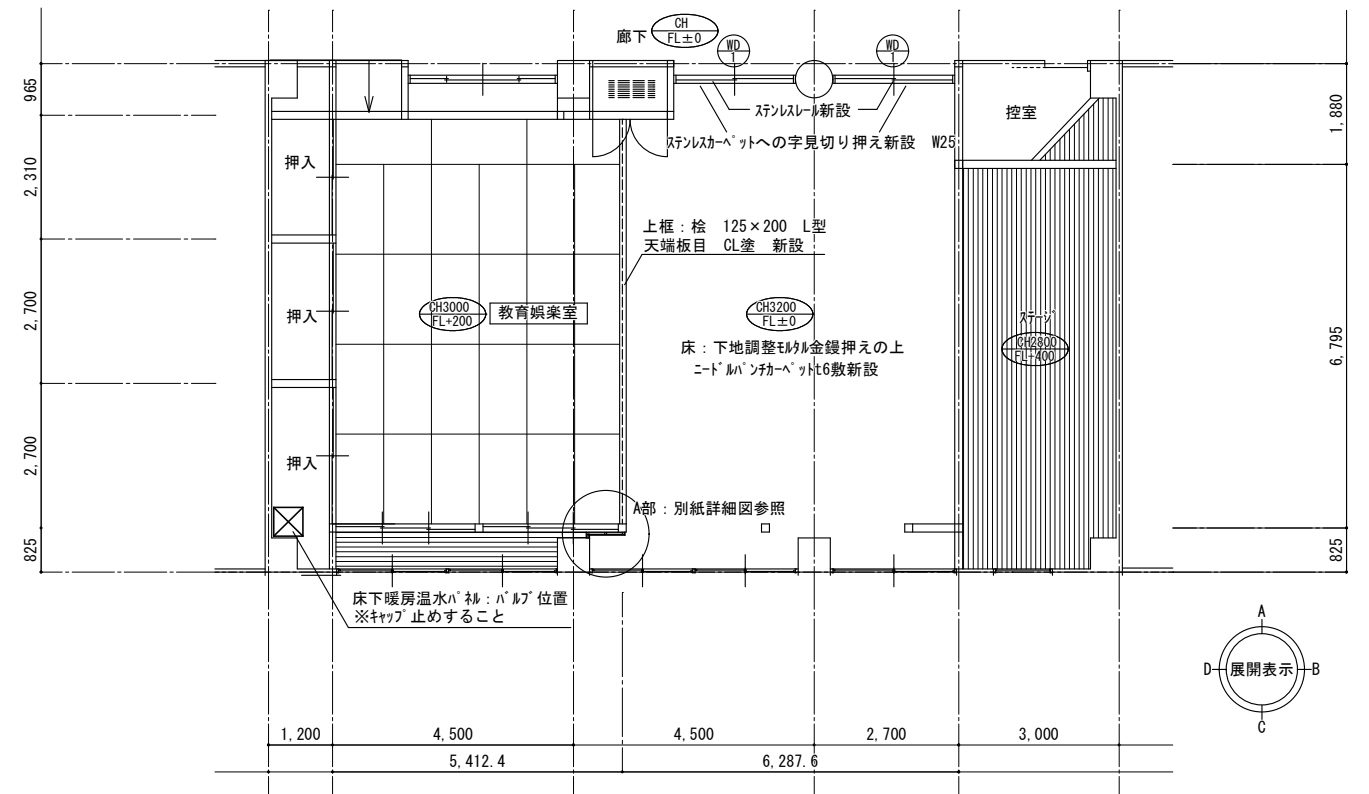
凡例 : 撤去範囲を示す

内部仕上表 ※特記ない限り全て既設のまま

	改修前
床	タタミ敷、カーペット、緑甲板貼t15 一部撤去 (床下暖房温水パ'ル、木製床組共)
巾木	雑巾ナリ 一部撤去
壁	壁: PB t9.5下地 (既存のまま) ビニルクロス撤去 柱型: もみり金隠下地 (既存のまま) ビニルクロス撤去
天井	準不燃杉塗板 (既存のまま) 照明部分7mm板撤去 準不燃がけ板 (既存のまま)
廻り縁	木製 (既設のまま)
天井高	3000

既設建具表

記号・数量	(F1) × 2	(S1) × 2
形状	※撤去 	※撤去 
場所	教育娯楽室入口	教育娯楽室 縁
形式	引違い襖戸	3本引違い障子
見込	36	36
材質・仕上	木製	木製
硝子		障子引手
金物	襖引手	
備考		敷居撤去



平面詳細図 S=1:100

内部仕上表 ※特記ない限り全て既設のまま

	改修後
床	不陸調整もみり金隠押えの上ニート'ル'ンカー'ペットt6敷新設
幅木	上框 桧 125x200 L型 天端板目 CL塗 新設 幅木 桧 12x200 CL塗 新設 ビニル幅木 H=300 新設
壁	下地調整の上ビニルクロス貼替 一部壁新設 PBt12.5ビニルクロス貼
天井	照明部分: 木製下地の天然木化粧合板張りt4
廻り縁	米つが 15x10
天井高	3200

新設建具表

記号・数量	(MD1) × 2
形状	
場所	教育娯楽室入口
形式	木製引違いフラッシュ戸
見込	40
材質・仕上	木製 フミン化粧合板
硝子	
金物	ステンレス製引手、ステンレス'ル、引手
備考	

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マ ヅ ダ 設 計

514-0064 三重県津市長岡町800-90  
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

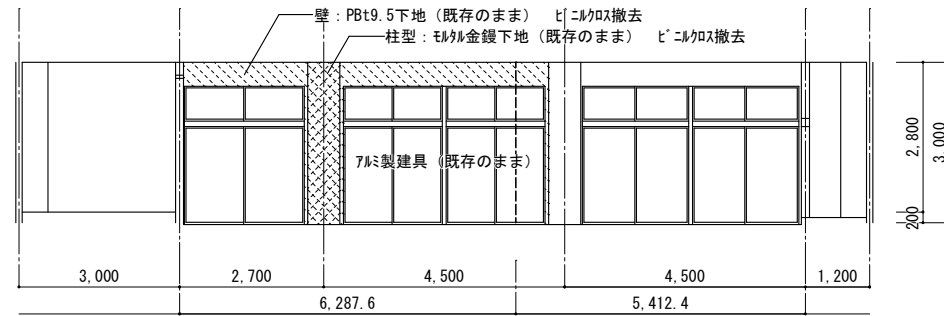
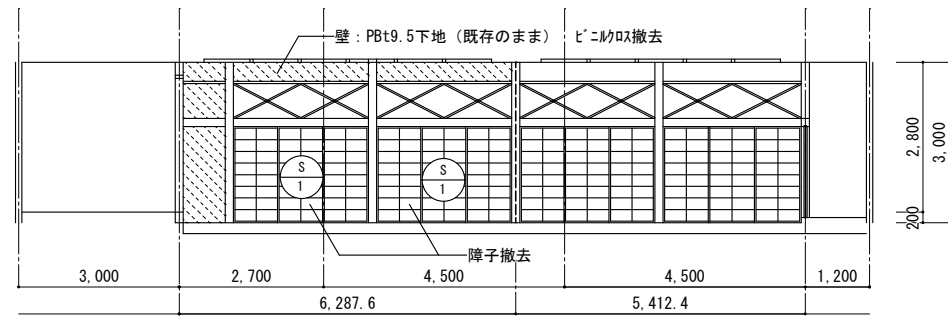
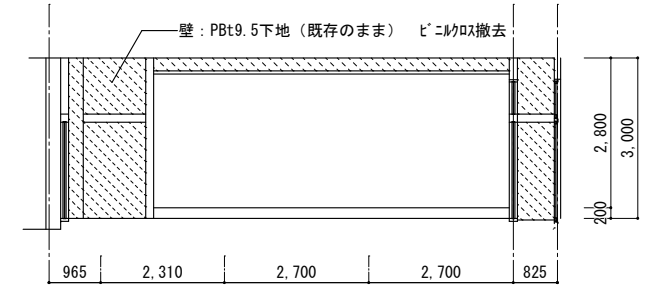
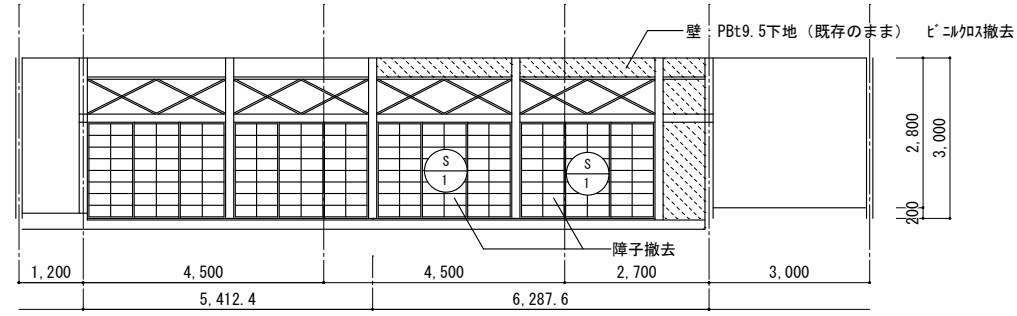
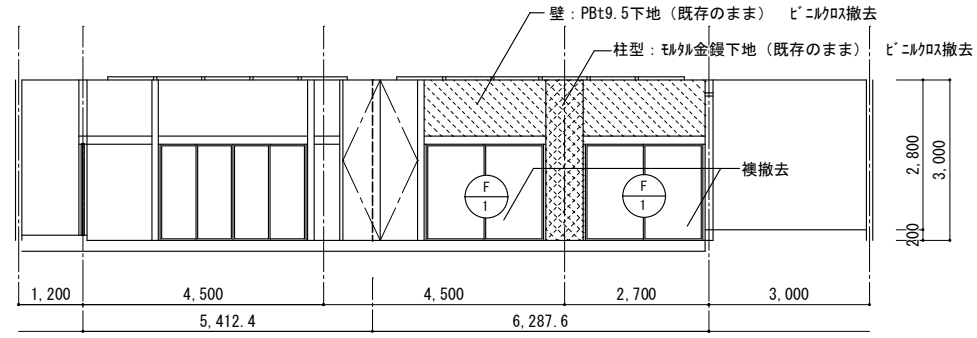
管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			

津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事

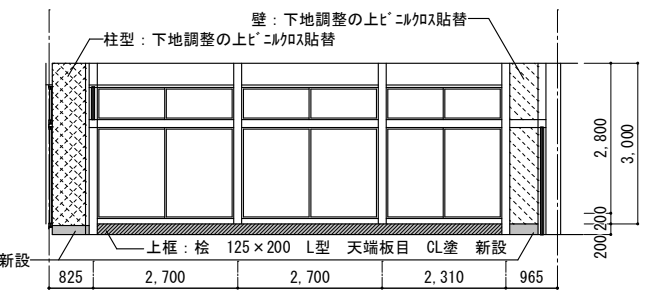
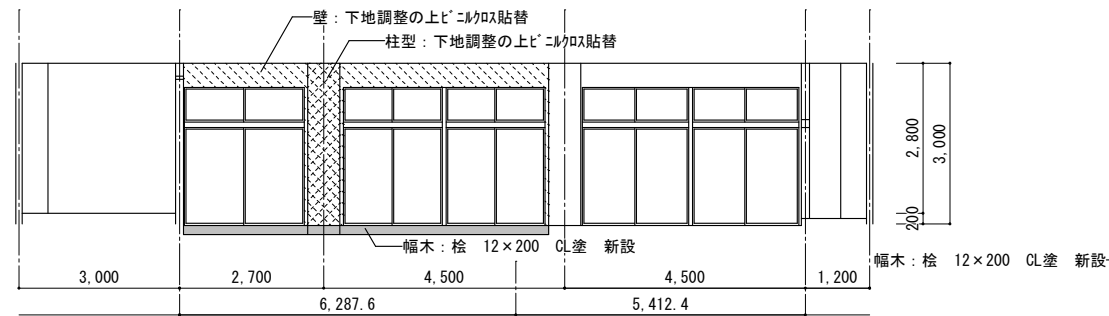
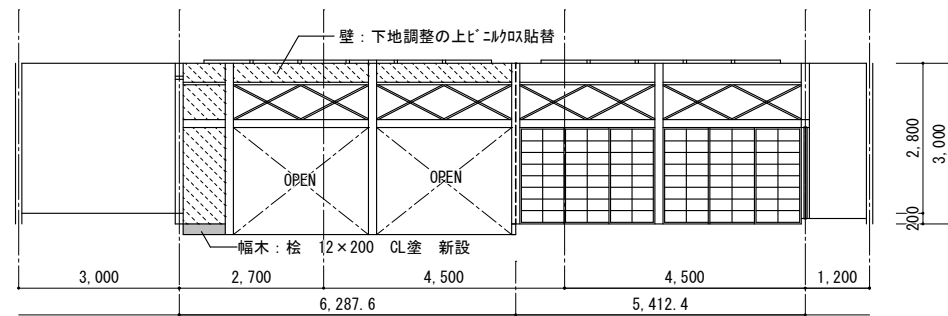
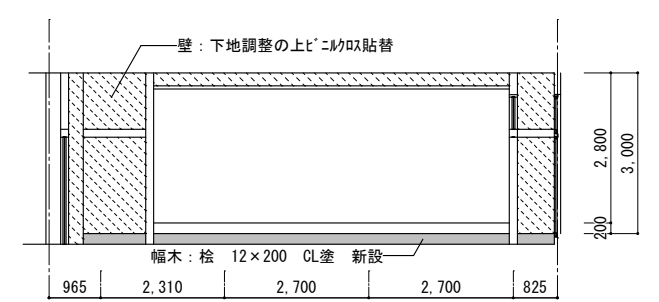
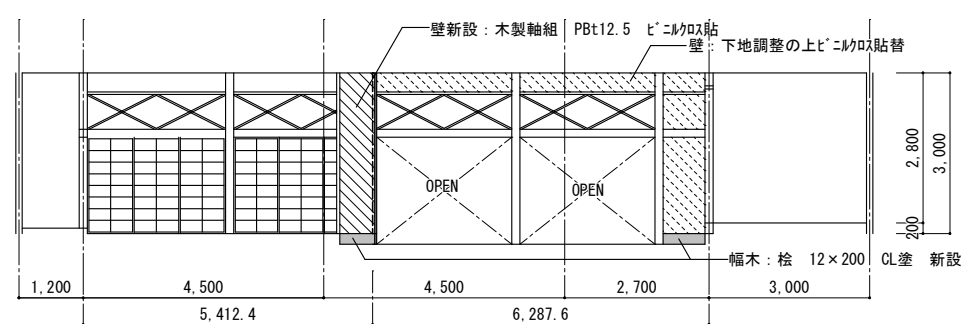
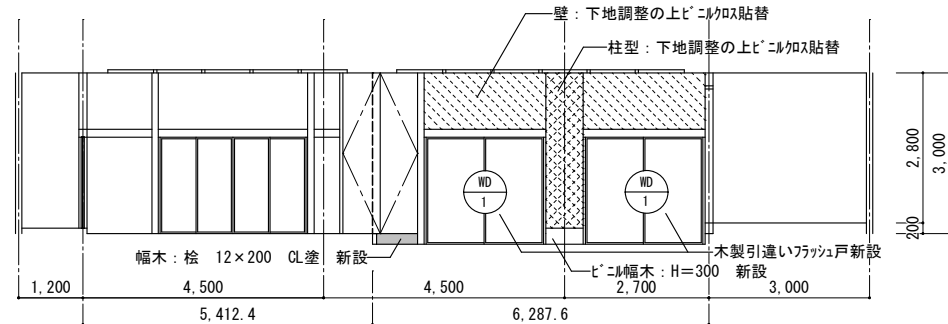
図面名 教育娯楽室平面詳細図、仕上表、建具表

No.	年月日	縮尺	原図
A-7	1/100		A2





改修前展開図 S=1/100



改修後展開図 S=1/100

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

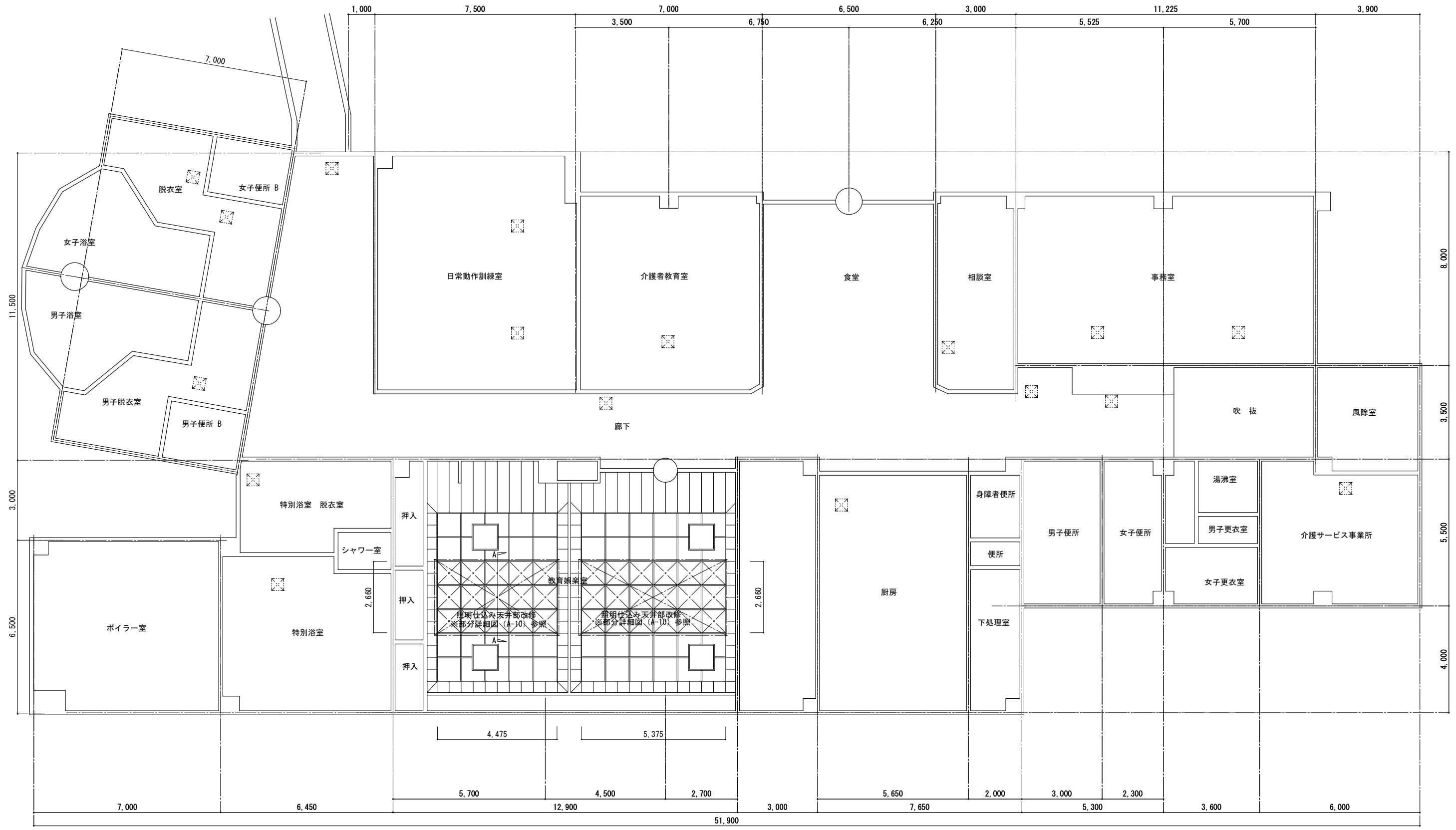
**株式会社 マ ッ ダ 設 計**

一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一

514-0064 三重県津市長岡町800-90  
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

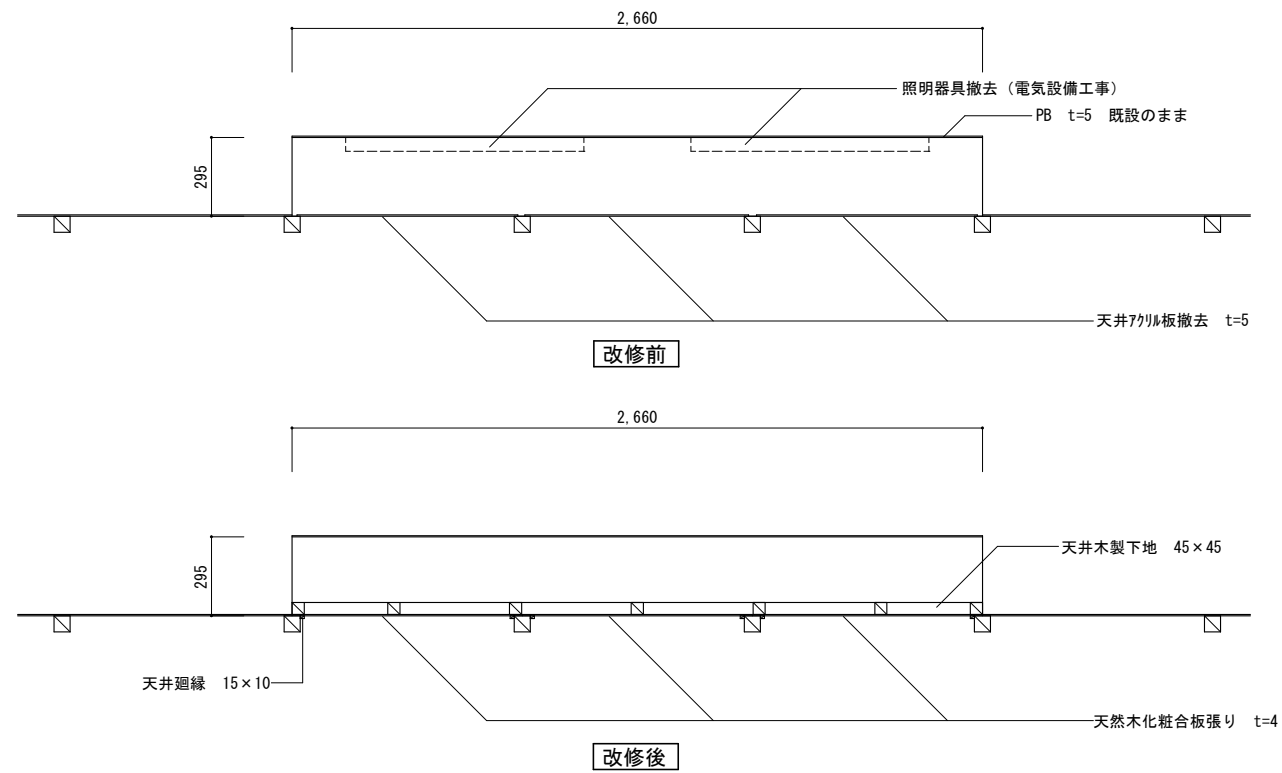
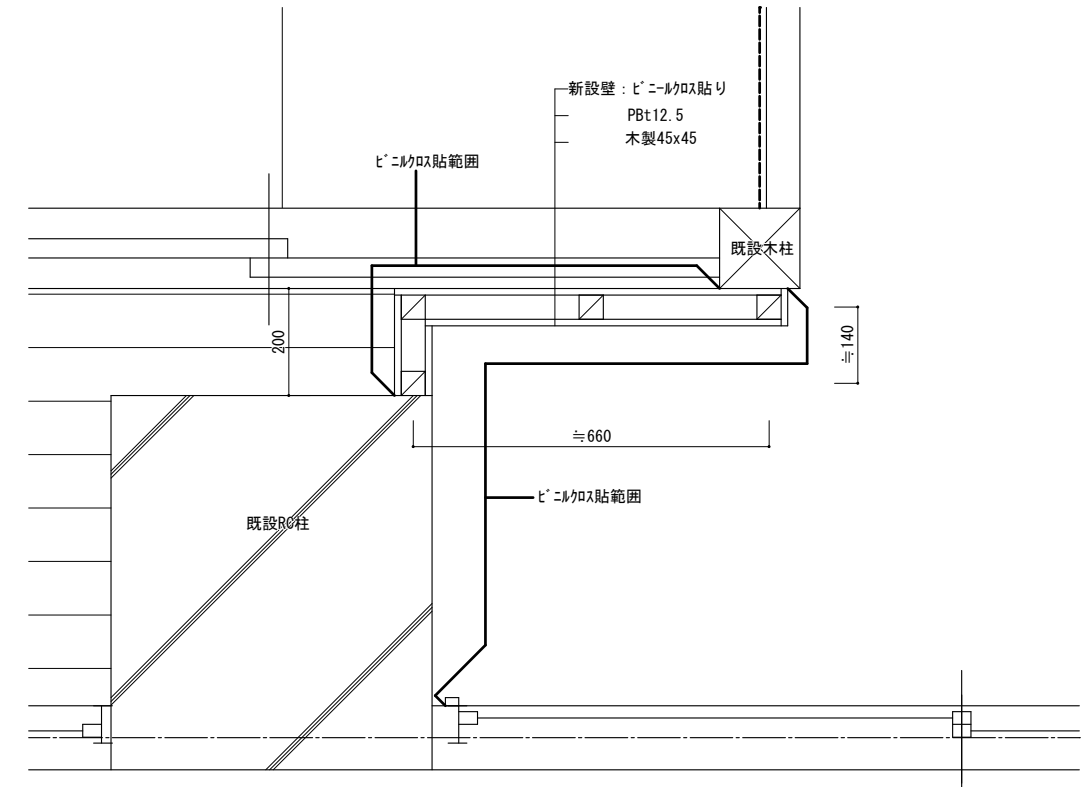
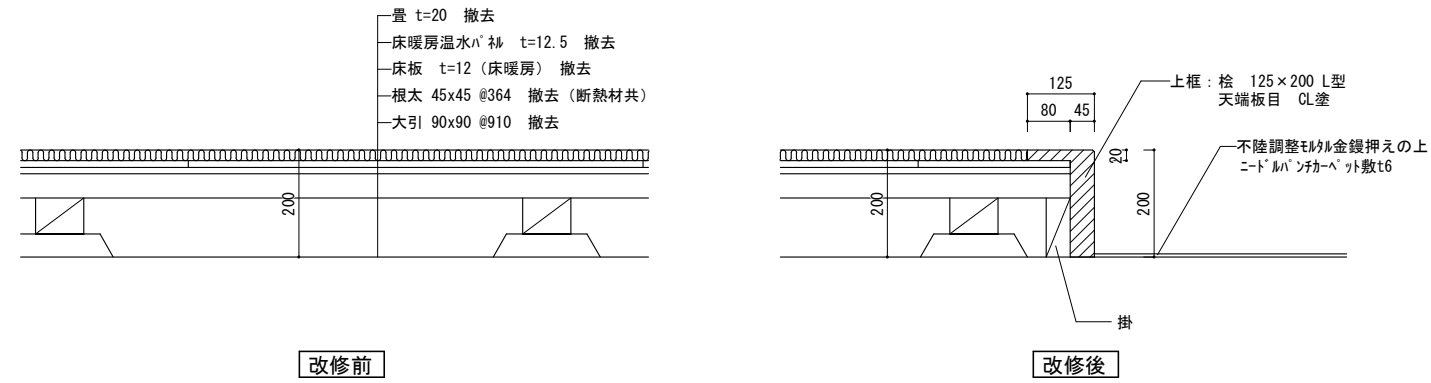
管理建築士	承認	設計	製図

津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事		年月日	No. A-8
図面名 展開図		縮尺 1/100	
		原図: A2	



天井伏図 S=1:100

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/100	A-9
									天井伏図	縮尺	原図: A2



改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事	年月日	No.
				株式会社 マ ヅ ダ 設 計	一級建築士				図面名 部分詳細図	1/10、1/20	A-10
					514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	大臣登録 264600 松田 恭一				縮尺	原図: A2

電気設備工事特記仕様書

- 1. 工事概要
1. 工事名称 津市美杉高齢者生活福祉センター教育娯楽室改修工事
2. 工事場所 津市 美杉町奥津 地内
3. 建物概要

Table with columns: 建物概要, 構造, 階数, 延べ面積 (㎡), 用途区分. Row 1: 津市美杉高齢者生活福祉センター, S造, 平屋, 956.2㎡, 6項

4. 工事概要
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

Main specification table with columns: 工事種目, 工事場所 (津市美杉高齢者生活福祉センター), 電気設備 (電灯設備, 受電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備), 通信・情報設備 (構内情報通信設備, 構内交換設備, 情報表示設備, etc.), 中央監視制御設備, 医療関係設備, 構内配電線路, 構内通信線路, その他

- II. 共通仕様
1. 適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。(最新のものを用いる)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編・機械設備工事編)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」(電気設備工事監理指針)「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規(条例・所轄審指導要領を含む。)
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

Table with columns: 項目, 特記事項. Rows include: 1. 一般事項 (1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による。、2. 施工中の安全確保 (1) 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。、3. 足場 (設置する足場については、「手すり先行工法」に関するガイドライン)、4. 三重県産業廃棄物税 (本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。)、5. 電気工事士 (●) 一般電気工作物 ● 自家用電気工作物 ・ 事業用電気工作物、6. 電気工事士 (電気工事士の区分により施工するものとし、契約能力が0.0k以上の電気工作物においても、第一電気工事士により施工するものとする。)、7. 有資格者の配置 (1) 消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。、8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律 (電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。)、9. 電気主任技術者との調整 (自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者が工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。)、10. 現場事務所等に備え付ける図書 (下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。)、11. 施工計画等 (1) 総合施工計画書、2. 品質計画 (品質計画については、監督員の承認を受けること。)、3. 測定機器の校正等 (試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。)、4. 機器類の能力等 (機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。)、5. 工程表 (関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。)、6. 工事写真 (監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。)、18. 事故の発生時 (工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。)、19. 建設副産物 (1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に届け込んで監督員に提出する。

- 20. 発生材の処理等
(1) 引き渡しを要するもの ( )
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
(2) 特別管理産業廃棄物
・変圧器 ・コンデンサ ・その他 ( )
現場内の指定する場所へ保管するものとする。
なお工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
(3) 現場において再利用を図るもの
・発生土 ・その他 ( )
(4) 再資源化を図るもの
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
(5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。
また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。
(6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B、2、D、E票を提示すること。)

- 21. 官公署への手続き (工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 ●消防設備関係 ・電気工作物関係 ・電気関係 ・通係関係 ・建設工事関係 )
22. 消防法関係の手続き (1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・木工事 ( ・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ) ・別途工事 (2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成 (電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入) を行うこと。
23. 工事用仮設物 構内への設置 ・できる (施設管理者と協議) ・できない
24. 工事中等の保安管理 新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気安全管理にかかると費用は本工事に含まれる。
25. 工事中の保安管理 新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気安全管理にかかると費用は本工事に含まれる。
26. 搬入計画 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、推進機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の搬入、搬入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
27. 製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するよう規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
28. 機材等の検査及び試験 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
29. 完成確認及び完成検査時の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
30. 完成時の操作説明 タイマ、総合盤、動力盤等操作に必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。
また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機内に備えるものとする。
31. 不正軽油の使用の禁止 市工事に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請業者等に問責者に協力するよう管理及び監督しなければならない。
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請業者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。
32. 社会保険等未加入対策 (1) 適用除外でないにもかかわらず社会保険等未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。
(2) 下請契約に先立ち、選定の候補となる業者については社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず社会保険等未加入である場合は、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。
(3) 受注者は、施工体制表・再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを検査すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
33. その他 設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2. 施工仕様
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

Table with columns: 項目, 特記事項. Rows include: 1. 既設設備等の調査 (既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。)、2. 施工前の測定等 (改修工事にあつては、工事範囲の既設機器の動作確認及び地線測定等を着工前に、監督員に報告すること。)、3. 耐震施工 ((1) 想定される地震に対応するものとする。(2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。)、4. 耐震基準 ((1) 適用耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。)、5. はつり ((1) 穴開け及び補修 ・なし ・あり (2) 溝はつり及び補修 ・なし ・あり)、6. あと施工アンカー (性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない)、7. 基礎の配線ピット (基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。)、8. 配管・配線の耐震処置 (建物引込部の配管の耐震処置 ・行う ・行わない 配線のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない)、9. 最上階の埋込型配管 (最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。)、10. 露出配管 ((1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。(2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。(3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。(4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。)、11. 合成樹脂管 ((1) 合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。(2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P管)、12. 金属製配電管等の差込 (1) 露出配管、露出ボックス、銅製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。(1) 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。(2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。(3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。)(4) 役所共通部の差込配管には錆止め塗装を施すこと。(2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて割合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色塗料塗装とする。)、13. 導入線 (通線を行わない配管及び配線引き抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆軟線等)を導入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。)、14. ボックス類 (位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。)、15. 軽量間仕切のボックス (軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。)、16. プルボックス ((1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。(2) 屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。(3) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。)、17. ボルト・ナット類 (屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ・ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕仕)、18. ケーブル及び配線 ((1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。(1) ケーブル分岐部分 (2) プルボックス内 (3) マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中敷設の場合、マンホール、ハンドホールでケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所 2) 架設架設の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所)、19. 高圧ケーブル端末処理 (高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。)



<p>17. 映像・音響設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)映像機器</p> <p>1) 表示機器</p> <p>2) 付属機器</p> <p>(3)音響機器</p> <p>1) 増幅器</p> <p>2) 付属機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>1) 形状</p> <p>2) 設置</p> <p>18. 拡声設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)増幅器</p> <p>(3)付属機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>(5)スピーカ</p> <p>19. 誘導支援設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)音声誘導装置</p> <p>(3)インターホン</p> <p>(4)トイレ等呼出装置</p> <p>20. テレビ共同受信設備</p> <p>(1)受信放送</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p> <p>21. テレビ電波障害防止設備</p> <p>(1)対象戸数</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p> <p>22. 監視カメラ設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)伝送方式</p> <p>(3)カメラ</p> <p>(4)モニタ装置</p> <p>(5)録画装置</p>	<p>23. 駐車場管理設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)管制盤</p> <p>(3)検知器</p> <p>(4)信号灯・警報灯</p> <p>(5)発券機</p> <p>(6)カーゲート</p> <p>24. 防犯・入退室管理設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)防犯装置</p> <p>(3)入退室管理装置</p> <p>25. 自動火災報知設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)中継器</p> <p>(5)発信機</p> <p>(6)感知器</p> <p>26. 自動閉鎖設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)運動制御器</p> <p>(3)感知器</p> <p>(4)自動閉鎖装置</p> <p>(5)自動開放装置</p> <p>27. 非常警報設備</p> <p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p> <p>28. ガス漏れ火災警報設備</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p>	<p>【中央監視制御設備】</p> <p>29. 中央監視制御設備</p> <p>(1)監視制御対象設備</p> <p>(2)監視との取り合い</p> <p>(3)機器</p> <p>(4)機能</p> <p>(5)監視操作装置</p> <p>(6)信号処理装置</p> <p>(7)記録装置</p> <p>【医療関係設備】</p> <p>30. 非接地電圧用分電盤</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)仕様詳細</p> <p>31. ナースコール設備</p> <p>(1)形式</p> <p>(2)仕様詳細</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>32. 構内配電線路</p> <p>(1)配線方式</p> <p>(2)建柱</p> <p>(3)装柱機器</p> <p>(4)装柱機器</p> <p>(5)ハンドホール、マンホール</p> <p>(6)鉄鉄蓋</p> <p>(7)地中ケーブル保護材料</p> <p>【構内通信線路】</p> <p>33. 構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホール、マンホール</p> <p>(5)鉄鉄蓋</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>34. 消火器</p>	<p>Ⅲ. 機器標準取付高さ標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>側点</th> <th>取付高さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電力</td> <td>接地端子盤</td> <td>床下～下端</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引用計器</td> <td>床上～窓中心</td> <td>1,800～2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引込閉閉器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,800～2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">電灯</td> <td>分電盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> <td>上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>3,300</td> <td>○1,000mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント (一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>3,000</td> <td>○400mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント (和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセント (台上)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセント (地下)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">動力</td> <td>コンセント (土間)</td> <td>床上～中心</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブラケット (一般)</td> <td>床上～中心</td> <td>2,100～2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブラケット (鏡上)</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブラケット (処理場)</td> <td>床上～中心</td> <td>2,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変換型制御盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> <td>上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>手元開閉器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>端子盤</td> <td>床上～下端</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安器盤</td> <td>床上～中心</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">時計・拡声</td> <td>壁掛型時計</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> <td>上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁掛型スピーカ</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> <td>2,500mm</td> </tr> <tr> <td>アッテネータ</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示</td> <td>表示器</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">インターホン</td> <td>壁付発信器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベル、ブザー、チャイム</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁付インターホン</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁位置ボックス (和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子機 (身障者用)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">テレビ</td> <td>呼出しボタン (身障者用)</td> <td>床上～中心</td> <td>800～950</td> <td>便座先端から後方へ100～200mm 2個目 (高700mm、便座先端から前方400mm)</td> </tr> <tr> <td>表示灯 (身障者用)</td> <td>床上～中心</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器収容箱</td> <td>床上～中心</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災報知</td> <td>直列ユニット</td> <td>床上～中心</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直列ユニット (和室)</td> <td>床上～中心</td> <td>200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発信器</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>表示灯</td> <td>床上～中心</td> <td>1,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベル</td> <td>床上～中心</td> <td>2,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針 (最終改正 平成21年国土省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等 (平成25年4月 三重県)</p>		名称	側点	取付高さ (mm)	備考	電力	接地端子盤	床下～下端			取引用計器	床上～窓中心	1,800～2,000		引込閉閉器	床上～中心	1,800～2,000		電灯	分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900mm	スイッチ	床上～中心	3,300	○1,000mm	コンセント (一般)	床上～中心	3,000	○400mm	コンセント (和室)	床上～中心	2,000		コンセント (台上)	床上～中心	1,500		コンセント (地下)	床上～中心	1,000		動力	コンセント (土間)	床上～中心	500		ブラケット (一般)	床上～中心	2,100～2,300		ブラケット (鏡上)	鏡上端～中心	1,500		ブラケット (処理場)	床上～中心	2,500		変換型制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900mm	手元開閉器	床上～中心	1,500		操作スイッチ	床上～中心	1,300		端子盤	床上～下端	300		保安器盤	床上～中心	2,000		壁位置ボックス	床上～中心	300		時計・拡声	壁掛型時計	床上～中心	1,500	上端1,900mm	子時計	床上～中心	2,300		壁掛型スピーカ	床上～中心	2,300	2,500mm	アッテネータ	床上～中心	1,300		表示	表示器	床上～中心	2,300		インターホン	壁付発信器	床上～中心	1,300		ベル、ブザー、チャイム	床上～中心	2,300		壁付インターホン	床上～中心	1,300		壁位置ボックス	床上～中心	300		壁位置ボックス (和室)	床上～中心	200		子機 (身障者用)	床上～中心	1,100		テレビ	呼出しボタン (身障者用)	床上～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2個目 (高700mm、便座先端から前方400mm)	表示灯 (身障者用)	床上～中心	1,800		機器収容箱	床上～中心	2,000		火災報知	直列ユニット	床上～中心	300		直列ユニット (和室)	床上～中心	200		発信器	床上～中心	1,300			表示灯	床上～中心	1,800			ベル	床上～中心	2,300	
	名称	側点	取付高さ (mm)	備考																																																																																																																																																																						
電力	接地端子盤	床下～下端																																																																																																																																																																								
	取引用計器	床上～窓中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																							
	引込閉閉器	床上～中心	1,800～2,000																																																																																																																																																																							
	電灯	分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900mm																																																																																																																																																																					
		スイッチ	床上～中心	3,300	○1,000mm																																																																																																																																																																					
		コンセント (一般)	床上～中心	3,000	○400mm																																																																																																																																																																					
		コンセント (和室)	床上～中心	2,000																																																																																																																																																																						
		コンセント (台上)	床上～中心	1,500																																																																																																																																																																						
		コンセント (地下)	床上～中心	1,000																																																																																																																																																																						
	動力	コンセント (土間)	床上～中心	500																																																																																																																																																																						
ブラケット (一般)		床上～中心	2,100～2,300																																																																																																																																																																							
ブラケット (鏡上)		鏡上端～中心	1,500																																																																																																																																																																							
ブラケット (処理場)		床上～中心	2,500																																																																																																																																																																							
変換型制御盤		床上～中心	1,500	上端1,900mm																																																																																																																																																																						
手元開閉器		床上～中心	1,500																																																																																																																																																																							
操作スイッチ		床上～中心	1,300																																																																																																																																																																							
端子盤		床上～下端	300																																																																																																																																																																							
保安器盤		床上～中心	2,000																																																																																																																																																																							
壁位置ボックス		床上～中心	300																																																																																																																																																																							
時計・拡声	壁掛型時計	床上～中心	1,500	上端1,900mm																																																																																																																																																																						
	子時計	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																							
	壁掛型スピーカ	床上～中心	2,300	2,500mm																																																																																																																																																																						
	アッテネータ	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																							
	表示	表示器	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																						
インターホン	壁付発信器	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																							
	ベル、ブザー、チャイム	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																							
	壁付インターホン	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																							
	壁位置ボックス	床上～中心	300																																																																																																																																																																							
	壁位置ボックス (和室)	床上～中心	200																																																																																																																																																																							
	子機 (身障者用)	床上～中心	1,100																																																																																																																																																																							
テレビ	呼出しボタン (身障者用)	床上～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2個目 (高700mm、便座先端から前方400mm)																																																																																																																																																																						
	表示灯 (身障者用)	床上～中心	1,800																																																																																																																																																																							
	機器収容箱	床上～中心	2,000																																																																																																																																																																							
火災報知	直列ユニット	床上～中心	300																																																																																																																																																																							
	直列ユニット (和室)	床上～中心	200																																																																																																																																																																							
	発信器	床上～中心	1,300																																																																																																																																																																							
	表示灯	床上～中心	1,800																																																																																																																																																																							
	ベル	床上～中心	2,300																																																																																																																																																																							



